

# Person-Centered Approachと社会正義を巡る議論に関する論点の概観

井出智博(北海道大学大学院 教育学研究院) 蔵岡智子(東海大学 文理融合学部)

発表テーマについて、様々な文献をレビューしながら検討を重ねてきましたが、拾うことができていない文献もあると思います。またレビューした文献についても異なる文脈から理解することができる部分もあると思います。ぜひ、発表をご覧ください。様々なご意見を頂戴できればと存じます。右のQRコードを読み込んでいただくとご意見をお寄せいただくためのgoogleフォームが開きます。責任在籍時間以外は、ぜひこちらからご意見等をお寄せください。



## I 問題と目的

### 1. 心理臨床とアドボカシー

日本の心理支援者養成では、コンピテンシー(身につけるべき資質と能力)モデルに基づく養成が重視されるようになってきているが、このコンピテンシーモデルの中の「機能コンピテンシー」の中には『アドボカシー』が含まれている。

→『コンピテンシーモデルに基づくカリキュラムの提言』(公養連, 2023)

Q:心理支援者のコンピテンシーとして『アドボカシー』と言われた時に具体的にどのような支援内容を指しているのか、イメージできるだろうか?

★アドボカシー:弁護, 代弁, 権利擁護, 政策提言などの意味を含むが日本語にはないニュアンスを含むため「アドボカシー」という表現を用いる

→人種や社会経済的地位, 生い立ち, セクシュアリティ, 障害, 犯罪被害・加害など社会的に排除され, 周縁化されてきた人々が経験してきた不利, 「すべての人々が物理的にも精神的にも安全で安心できる社会」(Bell, 1997)を実現するための社会正義(Social Justice: SJ)が重視されるようになり, 心理支援者にもその役割が求められるようになってきたという背景がある

→精神分析を第1勢力, 認知行動療法を第2勢力, 人間性心理学を第3勢力, そして, 多文化カウンセリングを第4勢力, 社会正義カウンセリング(SJC)を第5勢力とする主張(Ratts, 2009)もあり, 特に人種的問題を内包してきた米国では重視されるようになってきている

→America Counseling Association(ACA)では『Advocacy Competency』が示されている

→America Psychological Association(APA)では『倫理要綱』の中にJusticeが含まれており, 『A Practical Guidebook for the Competency Benchmarks』の中にそれを実現するCompetencyとしてAdvocacyが明示されている

Q:ではPerson-Centered Approach(PCA)では社会正義という命題, アドボカシーという心理支援者のコンピテンシーについてどのように位置づけ, 議論されてきたのだろうか?

### 2. この研究の問題と目的

【問題】前述のように心理支援においては社会正義という命題やアドボカシーというコンピテンシーへの取り組みが求められるようになってきているが, 日本ではそうした観点からのPCAの理論と実践についての議論はない。

【目的】PCAに関する様々な文献をレビューすることを通して, Person-Centered Approachと社会正義を巡る議論の論点を整理し, これからどのような実践や心理支援者養成が必要かについて検討する。

## II 方法

MEDLINE, PubMedなどの海外文献の検索サイト, 及びCiniiでPerson-Centered Approach, Client-Centered Therapy, Social Justice, Advocacyなどのキーワードを用いて関連文献を収集した他, そうした文献で引用されている文献を収集した。収集した文献をPCAと社会正義やアドボカシーに関連する記述に線を引きながら通読し, 論点を整理した。

## III 結果と考察

### 1. Rogersと多文化カウンセリング, 社会正義カウンセリング

(1)社会問題に目を向けた臨床心理学者としてのRogers

→世界平和プロジェクト(北アイルランド, 南アフリカ, 中央アメリカにおけるBEG)

→“Some Social Issues Which Concern Me”(Rogers, 1972): 貧富の格差の問題, 人種や性に関する問題など社会問題に対する言及

★Rogers自身, 年を追うにしたがって社会正義を意識した発言や取り組みが増している

(2)社会問題を巡るRogersの態度の変化

→『Carl Rogers Counsels a Black Client: Race and culture in person-centred counselling』(Moodley et al., 2004): 1977~1984年に行われた黒人クライアントとの複数のカウンセリングセッション記録に関する議論を通してRogersが人種や人種差別とどのように向き合っていたかが議論されている。様々な文化的, 人種的, 政治的影響に曝されたことで, Rogers自身が人種差別をめぐる社会的状況やマイノリティグループへの認識を深め, 対処能力を向上させたという考察も見られる(Lago & Clark, 2004)。

(3)Rogersが社会的文脈に目を向ける端緒

→『問題児の治療』(1939): わが国で出版されているロージャーズ全集第1巻

→非行少年や恵まれない境遇の子どもたちのケアからキャリアをスタートさせたRogersが, そうした子どもたちがカウンセリングが終了後に再び非行を繰り返す例を多く経験し, 既存のカウンセリング理論に限界を感じた後にまとめたRogers初めての専門書

→「子どもの個人治療」について述べる前の章で「治療としての環境転換」や「環境調整による治療」について言及

★Rogersが彼のカウンセリング理論を発展させていく, ごく初期の段階ですですに社会的文脈を考慮した心理支援の可能性について目を向けていたことを示唆している

### 2. PCAの人間観, 援助観と社会的文脈

(1)PCAの人間観は本当に普遍的なものなのか

→PCAの人間観: 人間ひとりひとはユニークな存在であり, 自分自身のなかに, 自己主導的な行動を引き起こすための巨大な資源(自己実現傾向)をもっている(Rogers, 1986; 中田, 2001)

→西洋的価値観に基づくRogersの人間観は他の文化圏で生きる人々にも適用可能なものなのか

→Rogers自身も「時代背景および文化的背景の所産」だと述べている(Rogers, 1951; 保坂他訳, 2005)

→東洋文化圏の日本ではPCAが受け入れられた: 1950-60年代の日本は自由, 平等, 個人主義などの欧米の価値観が浸透し, 戦前からの封建主義, イエ制度, 全体主義が後退してきた時期であったために, 受け入れられやすい素地があったのでは?

★文化的差異というより, 宗教や民族, 人種, 性別, SESなど広い社会的文脈から考える必要がある

(2)「必要十分条件」は本当にすべての人に対して「必要にして十分なのか」

→人間観に関する議論は援助観への議論にも波及したが, 特にその問題が顕在化したのは社会における女性の特殊な状況を踏まえたフェミニストアプローチとの間の緊張(Proctor and Napier, 2004)

→社会的に排除され, マイクロアグレッション, ステイグマに曝されたりしている状況にある人々に対する心理支援を行うとする時, PCAのようにCl.ひとりひとりの固有な世界に入り込もうとすることはその人々が置かれた社会的文脈を考慮しないことになってしまうという批判

→自己実現傾向のような個人が持つ変化の可能性を無限のものとして重視するあまり, 社会には何の問題もなく変わるべきは個人であるという考えに傾倒してしまうリスク(Prilleltensky, 1992)

★盲目的に「必要十分条件」をすべての人にとって「必要にして十分な条件」だとしてしまうことには問題があるのでは?

### 3. 共感的理解と中立性

(1)カウンセリングにおける中立性とは何か

→治療者が「患者の内面の葛藤しあっているもののどれかの肩を持つ事をせず, また患者の生活決定に直接指示もしない」技術的中立性と「犠牲者となった人々を相手に働くということは道徳的には断然一つの立場に立つ」道徳的中立性(Herman, 1992)

(2)技術的中立性とPCA

→Cl.の私的な世界をあたかも自分自身のものであるかのように感じるためには中立性を保った眼が必要。Co.がいわば「無色」の状態(非人称性: im-personality)でそこにいることによって, 「だれでもなく, だれでもある」ことができ, 「あたかも...のように」(as if)という性質を持つことができる(森岡, 1991)。

→Co.が中立であるからこそ, Cl.への共感的理解が可能になる

(3)道徳的中立性とPCA

→今すぐに何とかする必要性に迫られている臨床場面では, 固い中立性は使い勝手が悪く, Cl.に不快感を生じさせかねない(増井, 2006)

→必要性がある場合にはCo.として「こうあらねばならない」という観念に縛られるのではなく, Cl.のために良いと思われる行動を選択する必要がある

→道徳的中立性: 「中立ではない社会にあって, カウンセラーがそのことを認識し, 社会への批判的なまなざしを持たなければ, それはただ歪んだ社会に迎合し適応を求めただけで, 本来の中立ではあり得ないのではないか。中立を自認し自らの価値観を排除しているカウンセラーの中には, 既存の社会に適應することをよとしてしまっている危険性がないだろうか」(窪田, 1999)

(4)行動を伴う共感的理解(Empathic understanding with action)の提案

→どのような心理支援においても共感的理解は重要で, それは社会正義カウンセリングにおいても同様。アドボカシーはCo.の共感から自然と生まれるもの(Lewis, Ratts, Paladino, & Toporek, 2011)であり, 共感的理解のない社会正義カウンセリングはCl.の真のニーズを置き去りにした意味のない, あるいは加害的なものになる可能性がある。

→しかし, Cl.の力ではどうしようもないような状況(社会的文脈)に追いやられているCl.を目の前にして共感的理解に徹し, 何の介入も行わないことは中立ではなく, 社会的排除に加担するという事である。

★行動を伴う共感的理解(Empathic understanding with action)という概念を提案したい。

→共感的理解に留まるのではなく, Cl.との関係性において必要だと思ったことをカウンセリング場面だけにとどめるのではなく, 自然に行動するという事。Co.として「こうあらねばならない」という観念に縛られるのではなく, Cl.のために良いと思われる行動を選択すること。

→Co.自身の内面でその瞬間ごとに流れつつある感情や態度に十分にひらかれており, ありのままであるということ(Rogers, 1986), すなわち純粋性以外の何物でもない

→PCAのセラピストは中立であるために多様性や抑圧などの問題に対処できなかったり, 気づけなかったりするようなことがあってはならない(Swan & Ceballos, 2020)

### 4. カウンセラーの態度の問題

(1)クライアントとカウンセラーの立場の違い

→「マジョリティのセラピストは, マイノリティのクライアントが異なる経験や世界観を持っている時に, 本当に共感的に理解することができるのだろうか」(Lago, 2013: 254)

→Cl.とCo.の関係性を重要な構成要素としたPCAであるからこそ, この問題は非常に重要な意味を持つ

(2)カウンセラーの養成, トレーニングの観点から

→日本では体系的な取り組みは報告されていないが, 自己受容や自己一致といったセラピストの態度に関するトレーニングが重要な意味を持つ(永野他, 2021)

→Lago(2013)が呈した疑問のように特定の社会的文脈に置かれたCl.との関係の中で喚起される様々な感情, あるいはセラピストの中にある評価や価値観に焦点を当てることなどがどれほど意識されているのかということについての言及は見られない

(3)社会正義カウンセリングにおけるコンピテンシーの発展

→アドボカシーコンピテンシーの6領域モデル(Lewis et al., 2003): 支援者が行う介入のレベル

→多文化・社会正義カウンセリングコンピテンシー(MSJCC; Ratts et 2016): 「カウンセラーの自己認識」を基盤とするコンピテンシーの発達や, Co.とCl.の立場の違いを考慮した相互作用を明示的に含む

→SJCでも, 年々, Co.の態度やCl.とCo.の関係性重視されるようになってきている

→社会的文脈を考慮した心理支援が求められる現代においては, PCAの立場に立つCo.の養成においても, Cl.とCo.が置かれた社会的文脈の差異を考慮した上でセラピストの態度に関するトレーニングを含むトレーニングが行われる必要がある

### 5. 社会正義実現に向けたPCAの可能性

→ここまで, PCAが直面するSJCに関連する課題について概観してきた。ここではPCAの立場からどのような取り組みが必要かについて, ここまで重ねられてきた実践の紹介を含めて検討したい。

(1)Gendlinと社会正義

→“A Short Summary and Some Long Predictions”(Gendlin, 1970): PCAが進むべき8つの方向性

→心理支援と社会的問題を結び付けて考える必要に言及

→具現化されたものとして, Focusingの手法を用いて暴力が蔓延した地域で現地の人々が自分たちの体験に目を向けるアプローチをすることによって, 彼ら自身が必要だと考えることを顕在化させ, コミュニティの機能を賦活化させたOmidian(2017)の取り組みがある

→正義を支援者の中にあるものととらえるのではなく, 彼らの中にあるととらえて潜在的なニーズを顕在化させ, エンパワーすることに取り組んでいる点が特筆すべき点

(2)Cooperの「pluralistic(多元的)」アプローチ

→PCAは普遍的な法則やメカニズムと個々の人間の経験とを関連付けて捉えようとすることを拒絶している(Cooper, 2011)⇒pluralistic(多元的)アプローチを提唱

→pluralistic(多元的): さまざまな人は, さまざまな時点で, さまざまな事柄によって援助されるという前提に立ち, それぞれの臨床家が専門とする特定の流派の枠にとどまらずに, 種々の理論や方法を多元的に活用してこうとする臨床実践のパラダイム(末武, 2017; p11)

→異なる社会的文脈に置かれた人々も含めて, 個々の支援ニーズが異なるのであれば, 盲目的に無条件の肯定的配慮, 共感的理解などを普遍的なものとして位置付けるのではなく, セラピストは個々のCl.に最も適した方法で, 個々のCl.に特有な可能性の実現を促進する必要がある

(3)「PCA像志向的PCA」と「目的志向PCA」

→「これがEGである」というある理想像をもってそれに近づけようとする価値観の人(EG像志向的EG)と, 何かの目的を志向してそのためにEGを行う人(目的志向的EG)がいる(中田, 2004)

→PCA全体にも当てはめられることができる: PCAを一定の固定化された理論やPCA像に沿って実践しようとする: PCA像志向的PCA, ある目的達成の手段としてPCAを用いようとする: 目的志向的PCA

→個々のCl.が持つ支援ニーズに合った支援を提供する(まさに“Person-Centered”)という意味で, 目的志向的PCAはCooperらの「pluralistic(多元的)」アプローチや, 筆者が先に提案した「行動を伴う共感的理解」にも共通点を持つ

### 6. まとめ

→Rogers自身は非常に目的志向的な人であったという人物評は少なくない(例えば村山, 2022)

→“This is Me”(Rogers, 1961): 「治療経験から学んできた重要な事から」について述べる冒頭, そうしたことが「みなさんにもあてはまるかどうかかわかりません。こうした経験的知識を他人の指針として提供するつもりはありません」と述べている

→何が“Person-Centered”であるかについての指針はRogersが遺した論文や著書の中にあるのではなく, 個々の心理臨床家の経験の中にこそあるものだというメッセージが込められている。普遍的とされる「必要十分条件」も彼にとっては, 彼が生きた時代, 社会においてはそうだったかもしれないが, 我々が盲目的にそれに倣うことを期待したものではないだろう。

→こうした観点から, わが国におけるPCAの取り組みにおいてもCl.やCo.が置かれた社会的文脈を考慮した心理支援の実践, あるいはそうした実践を可能にする心理支援者のトレーニングについての議論が重ねられることを期待したい。

本研究はJSPS科研費 23H04438 の助成を受けた。

北海道大学大学院教育学研究院 福祉臨床心理学研究室 井出智博 (idtomoro@edu.hokudai.ac.jp)



← ← ← 本発表のPDFデータ, 及び参考文献リストはこちらをご覧ください

